

令和3年12月10日、「令和4年度税制改正大綱」が発表されました。この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 所得拡大促進税制の見直し 法人：減税

雇用を増加させた企業に適用される税額控除について、税額控除率の上乗せをし、適用期限が延長されます。ただ、上限額の「法人税額の20%」は改正なしとなります。

要件	2021.4.1～2022.3.31 開始事業年度	2022.4.1～2023.3.31 開始事業年度
①雇用者給与等支給額（役員等を除く）が1.5%以上増加	雇用者給与等支給額の増加額×15%を税額から減額	同左
②雇用者給与等支給額（役員等を除く）が2.5%以上増加	同上	雇用者給与等支給額の増加額×30%を税額から減額
② かつ 教育訓練費増加額が10%以上増加	雇用者給与等支給額の増加額×25%を税額から減額	雇用者給与等支給額の増加額×40%を税額から減額
法人税額の20%が上限		

● 住宅ローン控除の見直し 個人：増税

2022年1月1日以後に居住する住宅ローン控除の主な改正事項は以下の通りです。

4年間延長（2025年12月末までに居住）	控除期間を一部13年に延長
控除率を1.0%から0.7%に縮減	所得要件を2,000万円以下に引き下げ
借入限度額を縮減	

● その他の改正

- ・ 少額減価償却資産等の損金算入制度について、貸付用を除外する。
- ・ 上場株式等配当の課税特例（総合課税）について、持株割合3%判定に同族法人を含める。
- ・ 上場株式等配当の課税方式の選択が不可となる（所得税と個人住民税を一致させる）。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】 年末年始休業は12月30日（木）から1月3日（月）です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。